

知事コメント (関与取消訴訟の判決について)

本日、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消請求事件の判決が福岡高等裁判所那覇支部において言い渡され、令和2年3月に農林水産大臣が行った是正の指示の取り消しを求めた県の請求が、棄却されました。

この裁判では、私も自ら意見陳述を行い、沖縄県におけるサンゴ類の重要性や、埋立事業で失われるサンゴ類の避難措置であっても移植後の生残に最大限の配慮が必要であることなどを強く主張するとともに、農林水産大臣の是正の指示が、地方自治法に定める国の地方公共団体に対する関与は必要最小限度のものでなければならないとする関与の基本原則に反し、違法な国の関与に当たることなどを申し上げました。

さらに、4人のサンゴの専門家や、3人の行政法学者の意見書を証拠として裁判所に提出するなどし、専門的かつ客観的見地からも、沖縄県のサンゴ特別採捕許可申請の審査の正当性を全力で主張、立証してまいりました。

しかしながら、本日の判決は、これらの県の主張を退け、県が審査中であるにもあるにもかかわらず、沖縄県知事が判断する前に農林水産大臣が「許可しなさい」と命じた指示が適法であることを認めました。

判決理由では、結果的に変更承認申請の承認が得られず無益な工事になったとしても、工事が施工されることを前提に本件各申請の許否の判断をしなければならないという、常識では考えられない内容となっております。

このような裁判所の判断は、法令所管大臣が、埋立工事の事業者である沖縄防衛局と一体となって対応しているとしか考えられない異常な事態を容認し、あらゆる法定受託事務の処理について、法令所管大臣が許可、不許可を判断できることを認めるものであり、地方公共団体の自主性及び自立性を著しく制約するもので、問題があると考えます。

私としては、今回の判決は納得できるものではなく、判決内容を精査した上で、上告を含めた対応を検討してまいります。

令和3年2月3日
沖縄県知事 玉城 デニー